

次世代自動車関連技術開発研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内企業の次世代自動車関連技術の習得や人材育成を支援し、次世代自動車分野におけるビジネスチャンスを模索するとともに、事業化に向けた企業間ネットワークの構築等を図ることを目的として設置する「次世代自動車関連技術開発研究会(以下「研究会」という。)」の活動内容、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 次世代自動車分野に関する情報交換
- (2) 次世代自動車関連技術の習得や人材育成に資する事業
- (3) その他研究会の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 研究会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 香川県内に事業所を有する企業又は団体
 - (2) 香川県内に住所をする個人
 - (3) 香川県内の地方公共団体
 - (4) 香川県内の公設試験研究機関
 - (5) 香川県内の教育機関
- 2 研究会に、コーディネーター及び顧問を置くことができる。

(会長・副会長)

第4条 研究会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選による。
- 3 会長は会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(プロジェクトディレクター)

第5条 研究会にプロジェクトディレクター1人を置く。

- 2 プロジェクトディレクターは、会長が指名する。
- 3 プロジェクトディレクターは、会長の指示の下、第2条各号に掲げる活動を統括する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 研究会において、必要があると認めたとときには、その会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 研究会には、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 会員は、本会の活動等に関連して知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

(1) 知り得る以前に既に公知となっていたもの

(2) 知り得た時点で既に公知となっていたもの

(3) 知り得た後、自己の責めによらず公知となったもの

(4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手したものの

2 会員は、秘密情報を本研究会の目的以外の目的に使用せず、また目的達成のために必要な範囲を超えてコピー・複製等を行わない。

3 会員は、退会時、またはそれ以前に研究会から要請があった場合は、秘密情報の全て(コピー・複製物を含む)を、研究会の指示に従い返却、廃棄又は消去するものとする。

(事務局)

第9条 研究会の庶務は、公益財団法人かがわ産業支援財団技術振興部産学官連携推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。